



高齢者

高齢者に関係のある事業についてのあらましをまとめた「高齢者福祉事業のしおり」を発行しています。



高齢者福祉課、介護保険課、おとしより相談センターで配布している他、区ホームページでもご覧いただけます。

また、区ホームページ内にも、高齢者に関する情報をまとめた「高齢者」ポータルを作成していますので、ご確認ください。



暮らし

▶おとしより相談センター（地域包括支援センター）

高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、総合的な相談・支援を行う中核機関です。介護保険や1人暮らしの不安など、さまざまな相談に応じます。

- ・京橋おとしより相談センター ☎(3545) 1107
明石町 1-6 リハポート明石等複合施設 1 階
- ・日本橋おとしより相談センター ☎(3665) 3547
日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 1 階
- ・人形町おとしより相談センター ☎(5847) 5580
日本橋人形町 2-32-4 日本橋医師会人形町ビル 1 階
- ・月島おとしより相談センター ☎(3531) 1005
月島 4-1-1 月島区民センター 1 階
- ・勝どきおとしより相談センター ☎(6228) 2205
勝どき 5-1-17 勝どき ザ・リバーフロント 1 階
- ・晴海おとしより相談センター ☎(5547) 4871
晴海 4-8-1 晴海区民センター 1 階

●相談日時

月～土曜日（祝日・休日、年末年始を除く）
午前 9 時～午後 6 時



▶見守りに関する取り組み

おとしより相談センターに登録した番号を問い合わせることで確認ができる「見守りキーホルダー」、緊急連絡先などを記入して冷蔵庫に保管することで救急隊の適切な救助につなげる「救急医療情報キット」、行方不明になった際に家族が警察に提供するための情報を事前にまとめておく「おかえり PASS（行方不明高齢者情報提供シート）」を配布しています。

また、行方不明になった際に家族が GPS 機器で居場所を確認できるよう「徘徊高齢者探索システム」の利用料の一部を助成しています。

この他にもさまざまな取り組みを行っていますので、区ホームページをご覧ください。

問 ・「見守りキーホルダー」・「救急医療情報キット」

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎(3546) 5354

・「おかえり PASS（行方不明高齢者情報提供シート）」

介護保険課地域支援係 ☎(3546) 5379

・「徘徊高齢者探索システム」

高齢者福祉課高齢者サービス係☎(3546) 5355



▶シルバー人材センター

60 歳以上の区民で、健康で働くことに意欲があり、「自主・自立、共働・共助」の理念に賛同する方が、会員として働くシステムです。

※収入よりも健康や生きがいづくりに重きを置いた働き方となります。

問（公社）中央区シルバー人材センター

☎(3551) 2700



▶さわやか健康教室

高齢者向けのマシントレーニングを中心に、自宅でできる体操や栄養・口腔機能改善のためのミニ講習会を実施する週 1 回の教室です。

◎過去に参加した方は申し込みできません。

問 高齢者福祉課高齢者活動支援係

☎(3546) 5334

1人暮らし・高齢者世帯などの方

▶緊急通報システム

1人暮らし高齢者などの生活の安全を確保するため、高齢者の自宅に緊急通報機器を設置します。



急病など緊急時に民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防が救助活動を行います（費用負担あり）。

問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

▶家具類転倒防止器具の取り付け

生命の安全を守るため、家具類転倒防止器具の取り付けを行います（費用負担あり）。

対象者

65歳以上で次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護2以上の寝たきり
- (2) 1人暮らし
- (3) 65歳以上を含む60歳以上の方で構成される世帯
- (4) 家族が就労・就学などで日中などに不在となることで(2)または(3)と同様の状態となる

問 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎(3546) 5354



▶ふとん乾燥サービス

65歳以上で1人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、ふとんの乾燥が困難な方に、毎月1回ふとん乾燥を行います（費用負担あり）。



問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

▶ふとん乾燥・丸洗いサービス

要介護2以上の寝たきりで、ふとんの乾燥が困難な方に、ふとん乾燥（年10回）・丸洗い・水洗い（各年1回）またはふとん乾燥（年12回）を行います（費用負担あり）。



問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

▶紙おむつなどの支給

要介護2以上で、寝たきりまたは認知症のため常時おむつを必要としている方に、紙おむつをお届けします（費用負担あり）。



また、入院のため、病院などの指定するおむつを使用しなければならない方に、月7,000円を限度におむつ代を助成します。

問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

▶おとしより介護応援手当

区内に6カ月以上居住している65歳以上で、要介護3以上かつ3ヶ月以上寝たきりまたは認知症のため、在宅（医療保険適用の病院に入院の場合も含む）で介護を受けている方に、手当を支給します。



問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

▶高齢者を介護する方への慰労事業

区内に6カ月以上居住している要介護2以上の寝たきりや認知症の高齢者を、日常的に在宅で介護している家族の方に、食事・マッサージ共通券、旅行券を組み合わせ、合計3万円分を限度に年1回支給します。



問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

寝たきりなどの方

▶理美容サービス

要介護2以上で寝たきりまたは認知症のため、理容所・美容所へ行くことが困難な方に、年6回を限度として、自宅で理容師・美容師の出張サービスを行います（費用負担あり）。



問 高齢者福祉課高齢者サービス係

☎(3546) 5355

介護保険

介護保険制度のしくみや利用できるサービスなどについてまとめた「介護保険べんり帳」を介護保険課などで配布しています。区ホームページでもご覧いただけます。



▶介護保険への加入

加入の対象となる方

- 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）
- 40 歳～ 64 歳で医療保険に加入している方（第 2 号被保険者）

届け出（転入・転出・転居など）

資格の取得や喪失の事実が発生した日から、自動的に加入や脱退の手続きが行われます。ただし、次のような場合は、届け出が必要になります。



- 転入前の市区町村で認定された要介護・要支援認定を引き継ぐ時（転入日から 14 日以内に手続きが必要）
- 適用除外施設へ入退所した時 など

問 介護保険課介護認定係 ☎(3546) 5385

▶要介護・要支援認定

介護保険のサービスを利用するためには、要介護・要支援認定の申請が必要です。



認定までの流れ

- ① おとしより相談センターまたは区の窓口申請してください。
- ② 心身の状態を調べるため
 - ・認定調査員が自宅などに訪問し、調査を行います。
 - ・区から本人の主治医に意見書の作成を依頼します。
- ③ 介護認定審査会で、②の調査結果と主治医意見書を基に審査し、「非該当（自立）」「要支援 1・2」 「要介護 1～5」 までの区分に分けて認定します。
- ④ 認定結果を通知します。

問 介護保険課介護認定係 ☎(3546) 5385

▶介護保険の給付

在宅の要介護者などが受ける「居宅介護サービス」、「地域密着型サービス」と、施設に入所した方が受ける「施設介護サービス」があり、サービスを利用した場合、原則として費用の 7 割、8 割または 9 割を保険で給付し、残りの 3 割、2 割または 1 割が自己負担となります。



問 介護保険課事業者支援給付係 ☎(3546) 5377

▶介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の高齢者などが、在宅において自立した日常生活が送れるよう支援するためのサービスです。



「訪問型サービス」や「通所型サービス」に加えて、地域の高齢者を対象とした高齢者通いの場支援事業や介護予防体操「中央粋なまちトレーニング」の普及などを行う「一般介護予防事業」を実施しています。

問 ・「訪問型サービス」・「通所型サービス」
介護保険課事業者支援給付係

☎(3546) 5377

・「一般介護予防事業」
介護保険課高齢者健康支援係

☎(6278) 8094

施設

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所する「特別養護老人ホーム」や在宅復帰できるようリハビリテーションや介護を提供する「介護老人保健施設」などがあります（いずれも利用条件あり）。



問 ・「特別養護老人ホーム」
介護保険課地域支援係

☎(3546) 5379

・「介護老人保健施設」
リハポート明石

☎(3545) 9911